

手に着いた塗料をシンナーで洗ったために、塗装作業者が有機溶剤中毒

【発生状況】

Aさんは、金属製品製造工場で部品の塗装作業を担当している。当該作業では塗料に有機溶剤が含まれているため有機溶剤取扱い作業場に該当するので、6ヶ月に1回、定期的に作業環境測定を行っており、毎回第1管理区分が続いている。これは、局所排気装置を設置し、定期自主点検を行う等有機溶剤の管理が良好であることによると考えられる。塗装作業は、部品を刷毛で塗装する作業である。この作業では、第1管理区分であるため呼吸用保護具は使用していないが、作業環境測定で第1管理区分が続いているので、それは特に問題がない。ところが、有機溶剤健康診断で、有所見との結果となった。

Aさんの作業を詳細に調べてみると、塗装作業時に塗料が手に付着することがあり、作業終了時に石けんで手を洗うが、なかなか上手く落ちない状況であった。そのとき、同僚に一人が、シンナー（有機溶剤混合物）で手を洗うと塗料がよく落ちることに気づき、以後、Aさんの職場では作業終了時にシンナーで手を洗うのが慣例となった。



【発生原因分析】

この場合、原因として次のことが考えられる。

1. 有機溶剤取扱い作業者が、特別教育を受けずに作業を行ったこと。
2. 手洗い・片付け作業等の本来業務以外の業務は、監督者の目が行き届いていなかったこと。
3. 手洗い方法が、作業者に任されていたこと。
4. 「有機溶剤の人体に及ぼす作用」「有機溶剤の取扱い上の注意事項」「中毒発生時の応急措置」等の掲示がなされていなかったこと。

【対応策】

対応策としては、次のようなものが挙げられる。

1. 有機溶剤取扱い作業者には、特別教育を受けさせること。

【通達 昭和 59.6.29 基発第 3 3 7 号 「安全衛生教育の推進について」】

2. 塗装作業時には、保護手袋を使用することで、皮膚へ直接塗料が付着するのを防ぐこと。
3. 「有機溶剤の人体に及ぼす作用」「有機溶剤の取扱い上の注意事項」「中毒発生時の応急措置」等の掲示を行い、「できるだけ有機溶剤を皮膚にふれないようにすること」の徹底を行うこと。

【有機溶剤中毒予防規則 第 2 4 条】